

高齢者虐待に関する調査結果について（平成 26 年度分）

厚生労働省による高齢者虐待対応状況等の全国調査について、県分の調査結果がまとまりましたので公表します。（※全国データは、後日厚生労働省が発表する予定です。）

養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

（1） 相談・通報件数

県内 35 市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 9 件であった。

（表 1） (件)

平成 26 年度	平成 25 年度	増減 (%)
9	13	△4 (△30.8%)

（2） 相談・通報者

「当該施設・事業所職員」が 61.5% と最も多くなっている。

（表 2）（複数回答）

	人	%
当該施設・事業所職員	8	61.5
施設・事業所の管理者	1	7.7
当該施設・事業所元職員	1	7.7
本人による届け出	1	7.7
警察	1	7.7
不明（匿名含む）	1	7.7
合計	13	100.0

（3） 市町村による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は 1 件であった。

（表 3） (件)

虐待の事実が認められた事例	1
虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例	8
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	1
合計	10

※平成 25 年度に通報を受理し、平成 26 年度に事実確認を行った 1 件の事例を含む。

(4) 虐待の状況

ア 虐待の種別

(表4) (件)

	件数
身体的虐待	1
介護等放棄	1
心理的虐待	0
性的虐待	0
経済的虐待	0
合計	2

(注) 1件の事例について複数の種別があった。

イ サービス種別

(表5) (件)

	件数
特別養護老人ホーム	1
合計	1

ウ 虐待を行った従事者の職種

(表6) (人)

	人数
介護職 (介護福祉士か不明)	1
合計	1

エ 高齢者虐待に対して取った措置

(表7) (件)

	件数
施設等に対する訪問指導	1
施設等からの改善計画の提出依頼	1
改善勧告	2
合計	4

(注1) 1件の事例について複数の措置を取った場合、重複して計上。

(注2) 改善勧告2件は平成25年度に虐待の事実が確認された施設等に対して、平成26年度に取った措置。

(5) 被虐待高齢者の状況について

被虐待高齢者1名について、性別は女性、年齢階級は90～94歳、要介護状態の区分は要介護2であった。

(表8) 性別

	男	女	合計
人	0	1	1
%	0.0	100.0	100.0

(表9) 年齢

	65 ～69歳	70 ～74歳	75 ～79歳	80 ～84歳	85 ～89歳	90 ～94歳	95 ～99歳	100歳 以上	合計
人	0	0	0	0	0	1	0	0	1
%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0

(表10) 要介護状態の区分

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人	0	1	0	0	0	1
%	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は551件であった。

(表1 1) (件)

平成26年度	平成25年度	増減 (%)
551	500	51 (10.2)

(2) 相談・通報者

「警察」が20.0%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が18.9%、「家族・親族」が11.0%となっている。

(表1 2) (複数回答)

	人	%
警察	137	20.0
介護支援専門員	129	18.9
家族・親族	75	11.0
当該市町村行政職員	68	10.0
介護保険事業所職員	67	9.8
被虐待者本人	66	9.6
民生委員	43	6.3
医療機関従事者	31	4.5
近隣住民・知人	29	4.2
虐待者自身	14	2.0
不明 (匿名含む)	2	0.3
その他	23	3.4
合計	684	100.0

(注) 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数551件と一致しない。

(3) 事実確認調査対象件数

(表1 3)

平成25年度相談・通報受理, 平成26年度事実確認調査件数	平成26年度 相談・通報件数	平成26年度 事実確認調査対象件数
6	551	計557

(4) 市町村による虐待事実の確認調査結果

市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は310件で、被虐待者実数は320人であった。

(表14)

(件)

	件数
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（被虐待者実数は320人）	310
虐待の判断に至らなかった事例	156
虐待ではないと判断した事例	71
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	15
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	5
合計	557

(5) 虐待の種別・類型

件数は494件であり、その内訳は「身体的虐待」が66.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が47.8%、「介護放棄等」が19.7%で、「経済的虐待」が19.1%あった。

(表15) (複数回答)

種別	身体的	心理的	介護等放棄	経済的	性的	合計(件数)	(被虐待者実数, 人)
件数	214	153	63	61	3	494	320
(%)	66.9	47.8	19.7	19.1	0.9	-	-

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計494件は、虐待判断事例総数310件と一致しない。

(注2) 被虐待者実数320人に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

虐待と判断した事例は310件であるが、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数人の場合があるため、被虐待高齢者の実数は320人となっている。以下では、実数320人について分類している。

ア 被虐待者の性別及び年齢

性別では、「男性」が22.2%、「女性」が77.8%と「女性」が全体の5分の4近くを占めた。年齢階級別では「75～79歳」が23.4%と最も多く、次いで「80～84歳」が21.6%であった。

(表16) 性別

	男	女	合計
人	71	249	320
%	22.2	77.8	100.0

(表17) 年齢

	65 ～69歳	70 ～74歳	75 ～79歳	80 ～84歳	85 ～89歳	90歳 以上	合計
人	39	52	75	69	55	30	320
%	12.2	16.3	23.4	21.6	17.2	9.4	100.0

イ 虐待者との関係

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が37.7%と最も多く、次いで「夫」が17.8%、「娘」が13.0%の順であった。

(表18)

	息子	夫	娘	息子の 配偶者 (嫁)	孫	妻	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	その他	合計
人	133	63	46	30	30	14	11	2	24	353
%	37.7	17.8	13.0	8.5	8.5	4.0	3.1	0.6	6.8	100.0

(注) 1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数310件に対し、虐待者実数は353人であった。

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」36.7%と、3分の1以上の事例で分離が行われていた。

(表19)

	人数	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	134	36.7
被虐待者と虐待者を分離していない事例	170	46.6
虐待判断時点で既に分離状態の事例	32	8.8
現在対応について検討・調整中の事例	8	2.2
その他	21	5.7
合計	365	100.0

(注) 平成25年度以前に相談・通報を受け事実確認済みで平成26年度に対応したものが含まれるため、被虐待者実数320人に対し、分離の有無の合計は365人であった。

イ 分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）

「契約による介護保険サービスの利用」が29.1%と最も多く、次いで「緊急一時保護」が11.9%であった。

（表20）

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	39	29.1
緊急一時保護	16	11.9
医療機関への一時入院	11	8.2
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	10	7.5
上記以外の住まい・施設等の利用	35	26.1
虐待者を高齢者から分離（転居等）	8	6.0
その他	15	11.2
合計	134	100.0

（注）「上記以外の住まい・施設等」とは、親族宅や民間アパートなどである。

ウ 分離をしていない場合の対応内容

「養護者に対する助言・指導」が62.4%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が30.0%であった。

（表21）（複数回答）

	人	%
養護者に対する助言・指導	106	62.4
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	51	30.0
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	14	8.2
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5	2.9
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	5	2.9
その他	49	28.8
経過観察（見守り）	39	22.9
合計（累計）	269	—
合計（分離をしていない事例における被虐待者数の人数）	170	

（注）分離をしていない被虐待者170人に対する割合であるため、合計は100%にならない。

高齢者虐待防止に関する県の主な取組

- ・介護サービス事業者への実地指導及び監査による指導
- ・養介護施設等の施設長，主任クラスの職員及び新任職員を対象に，虐待防止や権利擁護に関する研修会の開催
- ・県民等を対象に，高齢者の権利擁護をテーマにした講演会等の開催
- ・市町村や地域包括支援センターからの相談に対応するための，高齢者虐待対策に関する相談窓口の設置

参考

高齢者虐待防止法のスキーム

